

## 災害時における一時避難場所に関する協定書

地震等による災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の避難所等について、〇〇（以下「甲」という。）と〇〇自治会（以下「乙」という。）は、甲の所有し管理する施設に関する協定を次のとおり締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるための甲及び乙の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいうものとする。

### （対象施設）

第3条 対象とする施設は、〇〇（姫路市〇〇）とする。

- 2 施設の安全な使用のため、前項の施設内で避難場所として使用する範囲及び収容人員は、災害発生時の状況に応じ、甲乙協議の上決定する。
- 3 乙は、前項により決定された範囲及び収容人員を遵守し、適切な使用を心がけるものとする。

### （事前連絡）

第4条 乙は、地域住民の受け入れについて、甲に対し予め連絡するものとする。ただし、突発的な災害の発生により被災した地域住民が避難してきた場合においては、この限りでない。

### （避難場所の開設）

第5条 前条本文の連絡を受けた甲は、直ちに一時避難場所として使用する第3条第1項の施設（以下「使用施設」という。）について受け入れ準備を行い、避難してきた地域住民の受け入れを行うものとする。

- 2 前条ただし書の場合において、甲は、甲の職員等がいるときは、直ちに避難してきた地域住民を受け入れ、甲から乙に連絡するものとする。

### （避難場所の管理）

第6条 避難場所の管理運営は、甲、乙及び避難した地域住民の三者が協働で行うものとする。

- 2 使用施設の鍵の開閉は、甲が責任をもって行うものとする。
- 3 使用施設の使用期間は、7日間以内とする。ただし、特に必要があると認める場合には、甲乙協議の上、最大7日間の延長ができるものとする。

### （経費の負担）

第7条 避難場所の提供に係る費用は無償とする。

- 2 乙は、避難場所の運営に関して、やむを得ず甲の所有する備品等を使用した場合には、乙はその対価を負担するものとする。

- 3 乙は、避難した地域住民が甲の施設及び設備等を破損又は汚損あるいは紛失をしたときは、これに係る費用を負担しなければならない。
- 4 前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(避難場所の閉鎖)

第8条 乙は、使用施設について避難場所としての使用が終了する際は、甲に報告するとともに当該施設を原状に復すものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、第5条に定める地域住民の受け入れを行うにあたって地域住民の個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、当該個人情報の適切な取扱いに努めなければならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては〇〇、乙においては乙〇〇自治会会長とする。甲乙は、連絡責任者に変更があった場合、直ちに相手方に新たな連絡責任者を通知する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和〇年3月31日までとし、有効期間満了日1ヵ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、甲乙は、本書を印刷して記名押印をする方法、または、本書を電磁的に作成して記名押印に代わる電磁的处理を施す方法のいずれかを選択し履行する。

令和〇年（202〇年） 〇月〇日

甲 姫路市〇〇  
〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

乙 姫路市  
〇〇自治会  
会 長 〇〇 〇〇